

令和 3 年度整備分

**認可保育園
設置・運営事業者
募集要項 (整備費補助交付枠)**

令和 3 年 3 月改訂

市川市こども政策部
こども施設計画課

目次

A. 募集概要

A 1. 補助対象となる施設	1
A 2. 整備対象地域及び募集施設数	1
A 3. 申請期間	1
A 4. 開設日	2
A 5. 整備物件に求める要件	2
A 6. 申請資格	3
A 7. その他募集に関する留意事項	3

B. 運営に関する要件

B 1. 定員及び受入年齢	4
B 2. 開園時間	4
B 3. 休園日	4
B 4. 給食	4
B 5. 職員配置等	5
B 6. 通常保育以外の事業（サービス）について	6
B 7. 経理について	6
B 8. その他運営に関する要件	6

C. 施設及び設備の整備に関する要件

C 1. 施設及び設備	7
C 2. 近隣説明について	7
C 3. その他整備に関する要件	8
C 4. 施設名称（園名）について	8

D. 申請・審査のスケジュール

E. 申請方法・審査及び整備の流れ

E 1. 事前協議	10
E 2. 本申請	11
E 3. 申請事業者運営施設の視察	11
E 4. 評価（審査）	12
E 5. 評価（審査）結果通知	12
E 6. 辞退について	12
E 7. 提出書類の取扱い	12
E 8. 失格要件	12

F. 整備費補助及び運営費に対する委託料・補助金

F 1. 整備費に対する補助金	14
F 2. 運営費に対する委託料・補助金	15

G. その他

A. 募集概要

市川市では、待機児童対策及び保育サービスの拡大を目的に、令和4年4月の開設を目指して、本市からの整備費補助を受けて認可保育園を整備する事業者を募集いたします。

A 1. 補助対象となる施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づく認可を受けて開設する保育所（認可保育園）

A 2. 整備対象地域及び募集施設数

『重点整備地域』については、整備費補助金の上乗せを行います。詳細は14ページをご確認ください。

(1) JR総武線沿線（市川駅周辺）重点整備地域

- 市川1丁目、2丁目(1~11・17~33番)
- 新田5丁目 ○市川南1丁目、2丁目(1~4・9番)、3丁目(1~10・14番)、4丁目(1・8~10番)

(2)曾谷、宮久保、中国分 整備対象地域

- 中国分1~5丁目 ○宮久保1~6丁目 ○曾谷1~8丁目

(3) JR武蔵野線沿線（市川大野駅周辺）整備対象地域

第2次の審査結果次第で募集を取りやめることが考えられます。

- 大野町2、3丁目の一部

(4) 上記（1）～（3）以外の地域 整備対象地域

上記（1）～（3）の地域以外であって、近隣にある1以上の小規模保育事業所の全ての卒園児の受け皿となれる連携協定を結ぶことが可能であり、待機児童対策の効果が見込めると市が判断するものである場合には、整備を認める場合があります。

※（1）（3）の地域について、申請計画が複数競合した場合は、近隣の小規模保育事業所の卒園後の受け皿となれる定員設定であるかを加味して評価いたします。

※「●丁目の一部」と記載のある地域については、別紙、「整備対象地域地図（認可保育所）」をご確認ください。

※待機児童数、応募のあった施設の定員及び予算を勘案して選定する施設数を決定します。

※整備計画地が都市計画法（昭和43年法律第100号）に定める用途地域である商業地域又は近隣商業地域にあるか、又はそれらの地域から100m以内に位置する場合は事前にお問い合わせください。

※整備計画地近隣に既存の認可保育園、認定こども園又は小規模保育事業所がある場合、その他整備計画地周辺の状況等によっては、事業計画の見直しを求めることがあります。

※整備対象地域外であっても、対象地域に接している道路に面している場合は、整備対象地域として認める場合がありますので事前にお問い合わせください。

※令和3年4月の保育施設利用者の状況等を勘案し、整備対象地域の見直しを行う場合があります。

A 3. 申請期間

事前協議及び本申請の期間をそれぞれ下記のとおり定め、事前協議については期間中、隨時受け付けします（要予約）。なお、本申請の期間については第1次～第3次を設定し、それぞれの期間終了後に審査を実施する予定です。ただし、待機児童数、応募のあった施設の定員及び予算を勘案し、それ以降の募集を中止することがあります。

※申請に当たっては、本要項に記載の整備に係る要件に該当することだけでなく、申請事業者において当該立地、施設等の保育環境をご考慮の上で申請してください。

【事前協議】

令和2年11月13日（金）～令和3年6月18日（金）

※第2次の事前協議について令和3年4月9日まで申請期間を延長します。

【本申請】

第1次：令和2年12月21日（月）～12月25日（金）（審査を1月に実施予定）

第2次：令和3年4月12日（月）～4月16日（金）（審査を5月に実施予定）

第3次：令和3年7月12日（月）～7月16日（金）（審査を8月に実施予定）

※上記スケジュールについては、変更となることがあります。

※スケジュールの詳細は「D. 申請・審査のスケジュール」を参照してください。

A 4. 開設日

令和4年4月1日（千葉県による認可が前提です）

※整備スケジュールに十分な余裕がある場合は、施設設置地域における保育ニーズ、千葉県における認可審査スケジュール、保育所運営費に関する千葉県及び市川市の予算状況等を勘案して、開設日の前倒しを認める場合があります。

A 5. 整備物件に求める要件

自己所有物件又は賃貸物件であって、下記の要件をすべて満たす物件とします。

- (1) 本要項の「C 1. 施設及び設備」に定める要件を満たす施設を整備できること。
 - (2) 既存建物である場合は、確認済証及び検査済証が交付されていること。ただし、検査済証が交付されていない建物であっても、建築基準法適合状況調査により既存不適格建物と判定され、改修工事等によって不適格な事由を是正する場合は、要件を満たすものとする。
 - (3) 建築基準法上の用途を「保育所」とするか、既存建物である場合は確実に「保育所」に用途変更できること。なお、延床面積が 200 m²以下で建築確認を行わない場合であっても、建築基準法及び同法施行令上の保育所の基準を満たす旨の建築士による証明を必要とする。
 - (4) 抵当権等の制限物権がついていないことが望ましい。
 - (5) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）に定める構造耐震指標において、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い数値ではないこと。
 - (6) 土地又は建物が賃貸物件である場合は、さらに下記の3点を満たすこと。
 - ①原則として地上権や賃借権を設定すること又は建物の賃貸借契約期間を10年以上（開設予定日を起点とする）とすること。
 - ②本申請時点で賃貸借契約又はその予定契約を締結しているか、貸主との間で契約を締結することの合意を得ること。合意にあたっては、貸主・借主双方の記名捺印をした書面を必要とする。なお、合意書面には仲介人の記名捺印もあることが望ましい。
- ※賃貸借契約書（引渡し後等に本契約となる予定契約書を含む。）を提出する場合、当該契約書に用いる印鑑は、貸主及び借主の双方とも印鑑登録証明書と一致する必要があることに留意すること。
- ③上記のほか、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）」の定めによる。

A 6. 申請資格

保育園を設置運営するための十分な資力と信用を有し、また、児童福祉事業に熱意を持ち、継続的に安定した保育園運営ができる者で以下の要件をすべて満たす者とします。

- (1) 法人格を有する者。ただし、下記を除く。
 - ①政治的な目的により設立された法人
 - ②市川市暴力団排除条例（平成24年市川市条例第12号）に規定する暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる法人
- (2) 下記施設等のいずれかについて、3年以上の運営実績を有すると本市が認める者であること。
 - ①児童福祉法第35条第4項の認可を受けた保育所（認可保育園）
 - ②児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けた小規模保育事業（A型）
 - ③就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 直近期決算において、原則として自己資本比率が10%を超えていること。
- (4) 児童福祉法第35条第5項に定める基準をすべて満たす者。
- (5) 「保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号（最終改正：平成26年12月12日雇児発1212第5号）厚生省児童家庭局長通知）」に示されている要件をすべて満たす者。特に社会福祉法人及び学校法人以外の者の場合は、実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有する者であること。
また、直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連續して損失を計上していないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定及び次のいずれかに該当しない者。
 - ①法人税、消費税、地方消費税、都道府県民税、市町村民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、事業所税及びその他市川市税を滞納している者
 - ②社会保険料を滞納している者
 - ③手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - ④本申請日前6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (7) 本要項に定めるもののほか、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、千葉県が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号）その他の関係法令及び通知等を遵守して保育園を設置・運営できる者。また、保育の実施責任者である市川市からの指導等を遵守できる者。

A 7. その他募集に関する留意事項

- (1) 下記のような場合には、整備対象地域を変更することがあります。変更する際は、市川市公式Webサイト上(<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>)でお知らせします。
 - ①認可保育園・小規模保育事業所・認定こども園の新規開設や定員増等によって、子ども・子育て支援法第19条第2号又は第3号に係る教育・保育給付認定の定員数が「市川市子ども・子育て支援事業計画」における目標に達すると見込まれる地域が生じた場合。
 - ②保育認定子どもの実数が「市川市子ども・子育て支援事業計画」で想定した人数を大幅に上回って推移すると見込まれる地域が生じた場合。
- (2) 本要項に記載している設備運営要件、整備費補助、運営費、スケジュール等が改正法令等と整合しなくなった場合は、改正法令等を優先します。その時点で申請済又は選考済の案件についても、改正法令等に合わせるための計画内容の修正を求めることがあります。予めこれらの点をご了承の上、申請してください。

(3) 本要項に基づき認可保育園の設置・運営事業者として選定されても、その後の千葉県との協議の結果その他の理由により認可保育園の設置が認められない場合があります。なお、市川市はその際に生じた損害その他一切の責任を負いかねます。

B. 運営に関する要件

B 1. 定員及び受入年齢

《定員》

原則40名以上とします。

それ以下の定員を計画する場合は、事前にご相談ください。

※定員の4~5割を3歳未満児としてください。ただし、小規模保育事業所の卒園児を優先的に受け入れる枠を設ける場合は、3歳未満児の割合を4割未満とすることを認める場合があります。

※下の年齢児より少ない定員を上の年齢児で設定することは認められません。

《受入年齢》

乳児（生後57日以上）～5歳児

※施設設置地域における保育ニーズ及び「市川市子ども・子育て支援事業計画」等を勘案して、上記によらない受入月齢を認める場合があります。

B 2. 開園時間

延長保育時間を含めた開園時間は、平日・土曜日ともに下記を原則とします。なお、この時間帯を超えて開園することは妨げません。

7:00～20:00（最低の開園時間 7:30～18:30）

※開園時間については、施設設置地域における保育ニーズ等を勘案して、上記の時間帯を含む11時間以上の開園時間の設定を認める場合があります。

※開園時間短縮の変更については、入園した利用者に多大な影響が出ることから、利用者が全く居ない時間が継続的に続く等、特段の事情が無い限り行わないこと。

B 3. 休園日

下記に示す日以外を休園日とすることは認められません。なお、①②を開園日とする場合は、予め市川市との協議が必要となりますのでご相談ください。

①日曜日

②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

③年末年始（12月29日～1月3日）

B 4. 給食

給食は自園調理とし、関係通知を遵守した完全給食を実施してください。

※完全給食とは開園する全ての曜日について搬入等によらず主食・副食等の全てのメニューを自園調理によって提供する給食のことを指します。

B 5. 職員配置等

下記の国通知及び千葉県が定める ①～⑤の法令（以下「千葉県条例等」といいます。）を遵守するほか、下記の（1）～（6）によるものとします。なお、申請時点で（2）の要件を満たす管理者（施設長）が決定していることを必須とします。

【国通知】

○特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成 28 年 8 月 23 日府子本第 571 号等内閣府子ども・子育て本部統括官等通知）

【千葉県条例等】

- ④児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年千葉県条例第 85 号）
- ⑤保育所設置認可に関する審査基準（平成 25 年 6 月 1 日施行）
- ⑥保育所設置認可等に関する要綱（平成 25 年 6 月 1 日施行）

※（2）～（6）に示す「常勤」の定義は下記のとおりとします。

「無期又は 1 年以上の雇用契約であり、かつ施設の就業規則等で定めた常勤職員の勤務時間数を勤務すること」

（1）以下の職員を**必ず**置くこと。

①施設長（園長） ②主任保育士 ③保育士 ④栄養士 ⑤調理員

（2）施設長の配置については、下記を遵守すること。

①施設長は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、園の運営について迅速かつ的確な判断ができる常勤かつ専任の者であって、認可保育施設において、幹部職員（施設長・副園長・主任）として 1 年以上の勤務経験を有する者であるほか、下記の要件のうちいずれか一つを満たす者とすること。

○保育士資格を有し、認可保育所において常勤職員として 2 年以上の実務経験を有する者。

○児童福祉事業に 2 年以上従事した経験を有し、かつ、厚生労働省又は同省が委託する者が実施する「保育所長等研修」又は社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了したか、又は施設長就任日までに受講できる者。

○社会福祉主事の資格を有し、かつ児童福祉事業に 2 年以上従事した経験を有する者。

②保護者及び地域住民との信頼関係の形成や施設運営の安定を図るため、開設後 3 年間は施設長を変更しないこと（やむを得ず変更する場合は市の同意が必要）。

（3）主任保育士は、クラス担任保育士、フリー保育士、その他保育士の配置を必要とする事業等の担当保育士のいずれにも充てることなく、専ら主任保育士としての役割を担う者であって、常勤かつ専任の者とすること。

（4）保育士の配置については、下記を遵守すること。

①最低配置人数は、定員を算出根拠とし、上記の【国通知】【千葉県条例等】及び通常保育以外に実施する事業（要綱の定めと同等の要件を満たして実施する自主事業を含む）に係る要綱等に定める保育士数とする。

②①に該当する保育士は、常勤かつ専任の者とすること。ただし、上記の【国通知】により非常勤保育士とされる職員については、非常勤での雇用で差し支えない。

③上記のほか、児童待遇向上と職員の待遇改善のため保育士の加配に努めること。

※市川市では国基準を越えて常勤保育士を雇用している事業所に対し、運営費の加算を行っております。詳細は 15 ページをご確認ください。

（5）栄養士は原則として常勤かつ専任の者とすること。なお、下記に該当する場合は、

栄養管理、保護者等からの相談対応、他の職員に対する栄養学的助言等を含む栄養士業務を確実に実施する体制が整えられれば、栄養士を配置しているものとみなす。ただし、②に該当する場合は、②に該当する栄養士に代わる常勤かつ専任の調理員を配置すること。

①栄養士免許を所有する者を（6）に示す調理員として配置する場合。

②同一法人が運営する他の認可保育園、認定こども園又は小規模保育事業所の栄養士が、設置する認可保育園の栄養士業務を兼務する場合。

（6）調理員は常勤かつ専任の者とすること。ただし、定員 151 人以上の場合は、3 人の調理員のうち 1 人を非常勤として差し支えない。また、調理業務を委託する場合は、調理員を配置しているものとみなす。

B 6. 通常保育以外の事業（サービス）について

設置する認可保育園の施設設備や職員を活用して通常保育（延長保育を含む）以外の事業（サービス）を実施する場合、事業の内容によっては「市川市子ども・子育て支援事業計画」との整合性をとるため、又は認可施設としての実施の妥当性を確認するため、市川市や千葉県との調整が必要となる場合があります。

なお、通常保育以外の事業を実施する場合は、職員配置や施設設備等において、事業が継続的に実施できる体制を整えてください。

B 7. 経理について

開設後の経理については、下記のとおり対応してください。

- (1) 設置する事業所ごとの専用の口座を設け、本市へ登録し、運営費等の入金口座とすること。
- (2) 「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成 27 年 9 月 3 日府子本第 254 号等内閣府子ども・子育て本部統括官等通知）」に基づいて経理を処理するとともに、社会福祉法人かそれ以外かにかかわらず、「社会福祉法人会計基準（平成 28 年 3 月 31 厚生労働省令第 77 号）」に基づいて資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表等による会計処理を行うこと。
- (3) 設置する認可保育園に適用する経理規程を整備すること。
- (4) 会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすること。

B 8. その他運営に関する要件

- (1) 保護者会の設置を妨げないこと。
- (2) 苦情解決の仕組みを整備すること。
- (3) 社会福祉法人及び学校法人以外の法人の場合は、「保育所の設置認可等について」第 1 の 3(3)に定める運営委員会を設置すること。
- (4) 業務上取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適切に取り扱うこと。
- (5) 実費負担及び上乗せ負担の設定にあたっては、市川市と協議すること。

※運営費として子ども・子育て支援法に基づく委託費の支出及び市川市単独の委託費の加算及び補助を予定していますので同じ名目の費用を重複して実費負担、上乗せ負担として設定しないようにしてください。

※市川市単独の委託費として、開園時間内の延長保育料については、各月 1 日時点の入園児童全員が延長保育を利用することが出来るよう加算を行っております。そのため開園時間内の延長保育料については、利用者から徴収しないでください。

- (6) 保育士の定着に努め、保育士の異動がある場合は保育内容に関する十分な引継ぎを行うこと。
- (7) 地域交流や行事への招待など、近隣住民との良好な関係づくりに努めること。

- (8) 千葉県による児童福祉法等に基づく指導監査や、市川市による保育の実施などの市川市委託事業に関する検査に協力し、指導・指摘があった場合には従うこと。
- (9) 苦情の適切な解決に向けた第三者委員、(3)に記載の運営委員会の社会福祉事業について知識・経験を有する者の選任にあたっては、自らの責任において選任すること。その地域の代表者等に協力を求める場合はこども施設計画課に相談してください。
- (10) 市川市が行う新設保育施設に対する運営支援に協力し、指導・指摘があった場合は改善するよう努めること。
- (11) その他、社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、消防法、千葉県が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例その他の関係法令及び通知等を遵守すること。

C. 施設及び設備の整備に関する要件

C 1. 施設及び設備

【千葉県条例等】を遵守するほか、下記の（1）～（9）によるものとします。

- (1) 屋外遊戯場を同一敷地内に確保できない場合は、下記のとおり対応すること。
 - ①「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について（平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）」に基づき代替地となる公園等を指定すること（ただし、管理者の了解を得ること）。
 - ②代替地は、保育園から概ね300m以内に所在し、かつ便所・水飲場・手洗場が設置されていることを原則とする。
 - ③園児の移動に際して安全が確保できるよう十分に配慮すること。
 - ④代替地を他の保育園等も利用している場合は、利用時間の調整等を行うこと。また、代替地が公園等の場合、他の利用者がいることに十分配慮すること。
 - ⑤代替地を指定する場合であっても、保育園の敷地内に可能な限りプール遊びができる環境を確保するよう努めること。
- (2) 屋上に屋外遊戯場を設ける場合は、「児童福祉施設最低基準の一部改正について（平成14年12月25日雇児発第1225008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」を遵守すること。
- (3) 送迎用駐車場、駐輪場及びベビーカースペースの設置に努めること。ただし、送迎用駐車場等の設置が困難な場合は、送迎の際の駐停車等に十分配慮できるよう環境を整えたり、自動車による送迎を禁止したりする等の配慮をすること。
- (4) 調理員専用の便所の設置に努めること。やむを得ず設置ができない場合は、手洗い設備を設けた前室を必置とする。
- (5) 児童が使用する便所と調理員が使用する便所を同室に設置しないこと。
- (6) ほふく室及び保育室には児童が使用する手洗い器を設置すること。
- (7) 上記のほか、衛生上区画することが望ましい室等（便所、沐浴室等）については天井まである扉等で区画するなど、衛生面に配慮すること。
- (8) ほふく室及び保育室に設置する棚、ロッカー等については、転倒防止措置を施すこと。
- (9) 保育園の出入り口、フェンス等については、防犯に配慮した設計とすること。

C 2. 近隣説明について

- (1) 事前協議終了後、本申請までに、申請事業者自らが、近隣住民等に対する認可保育園の整備・開設に係る周知・説明を、下記の①～③のとおり実施すること。
 - ①事前協議終了後、地元自治会長など地域の代表者に計画の概要を説明し、近隣住

民への周知・説明の方法及び範囲の相談を行うこと。

- ②近隣住民への周知・説明は、市川市と事前協議申請提出時に協議を行った範囲に説明を行うよう努めること。ただし、地元自治会長など地域の代表者から説明を行う範囲の指定を受けた場合はそれに従うこと。
- ③②の説明方法及び範囲にかかわらず、保育園設置予定地に隣接する土地（隣接する土地が道路である場合は、当該道路を挟んで接する土地を含む）又は、その土地に存する建築物の所有者又はこれらの占有者に対しては、戸別訪問により直接面会のうえ、計画の概要を説明すること。また、説明時には、現段階の施設図面や保育園の概要などを提示した上で、説明をすること。なお、保育園設置予定地に隣接していない土地又は建築物の所有者及び占有者であっても、説明範囲内であれば、複数回訪問するなど可能な限り直接面会し事業計画の概要を説明するよう努めること。

※隣接する建築物が集合住宅である場合は、別途協議を行います。

- (2) 近隣住民から意見があった場合は、可能な限り施設整備及び運営計画に反映するよう努めること。

※本申請において、近隣説明の結果及び意見への対応状況を報告していただきます。

- (3) 設置・運営事業者としての評価結果通知を受領した後も、その結果によらず同様の方法により周知・説明を行うこと。事前協議後の近隣説明を実施した後に辞退した場合にあっても同様とする。（不選定となった場合又は辞退した場合で、近隣住民への周知・説明を行わなかったときは、当該申請事業者による次回以降の申請に影響を及ぼす場合があります。）

C 3. その他整備に関する要件

- (1) 開設日の1ヶ月前までに検査済証の交付を受ける（用途変更の場合は工事完了届を提出する）よう工事工程を組むこと。
- (2) 騒音等の環境面に配慮するとともに、近隣住民との調整、紛争解決など、申請事業者の責任において誠意を持って対応すること。
- (3) 施設及び設備の設計に際しては、関係機関と協議調整のうえ、建築基準法及び消防法等の法令に適合することを確認すること。
- (4) 整備に際しては、管轄の消防署及び市川保健所に相談し、指示・指摘等を受けた場合はそれに従うこと。
- (5) 当該施設整備が、市川市宅地開発に係る手続き及び基準等に関する条例（平成13年市川市条例第35号）の適用を受ける宅地開発事業の場合、同条例第10条の規定による近隣説明を実施する際には、運営事業者も同行し説明を行うこと。
- (6) 工事請負や備品購入の契約等にあたり、市川市暴力団排除条例を遵守すること。
- (7) 既存建物である場合は、建築基準法上の用途を「保育所」に変更すること。
- (8) 上記記載の内容のほか関係法令上必要な手続は、選定後遅滞なく実施すること。

C 4. 施設名称（園名）について

園名は、千葉県内に同一名称の認可保育園がないこと、市川市内に同一名称の特定地域型保育事業所又は認可外保育施設がないことを条件とします。なお、市民が市川市内の既存施設と混同するような紛らわしい名称であると市川市が判断した場合には、名称を変更していただく場合があります。

D. 申請・審査のスケジュール

申請期間として第1次～第3次を設定し、それぞれの申請期間終了後に選考を実施します。
それぞれ事前協議の締切がありますので留意してください。

事前協議	令和2年11月13日（金）～令和3年6月18日（金）
------	----------------------------

【第1次】

事前協議締切	令和2年11月27日（金）
本申請	令和2年12月21日（月）～12月25日（金）
申請事業者運営施設の視察	令和3年1月上旬～中旬頃
申請事業者審査会	令和3年1月下旬頃
審査結果通知	令和3年2月上旬頃

【第2次】

事前協議締切	令和3年4月9日（金）
本申請	令和3年4月12日（月）～4月16日（金）
申請事業者運営施設の視察	令和3年5月上旬頃
申請事業者審査会	令和3年5月中旬頃
審査結果通知	令和3年5月下旬頃

【第3次】

事前協議締切	令和3年6月18日（金）
本申請	令和3年7月12日（月）～7月16日（金）
申請事業者運営施設の視察	令和3年7月下旬頃
申請事業者審査会	令和3年8月上旬頃
審査結果通知	令和3年8月下旬頃

※待機児童数、応募のあった施設の定員及び予算を勘案して、募集を中止することがあります。

※上記スケジュールは変更する場合があります。

E. 申請方法・審査及び整備の流れ

E 1. 事前協議

応募を希望される場合は、本申請の前に必ず事前協議を申し込んでください。

※事前協議の申込みの前に応募予定の案件について、ご相談ください。

《受付期間》

下記の期間中に隨時、申し込みを受け付けます。

令和2年11月13日（金）～令和3年6月18日（金）

《提出書類》

	書類	備考・様式
1	事前協議書	・【様式第17号】
2	運営法人に係る概要調書（事前協議用）	・【様式第18号】 ・法人パンフレット又は法人の概要がわかる資料、及び運営施設一覧を添付すること
3	関連会社の概要調書（事前協議用）	・【様式第19号】 ・E3の※に記載の法人で、A6（2）で定める運営実績を有するものがある場合に提出すること
4	認可保育園設置計画概要書（事前協議用）	・【様式第20号】 ・近隣住民等への説明に係る地図及び説明資料等を添付すること
5	認可保育園設置計画地位置図（事前協議用）	・【様式第21号】
6	配置図・平面図・立面図	・事前協議時点で未作成の場合は不要
7	直近3ヶ年分の運営法人の損益計算書・貸借対照表	・代表者の原本証明を付すこと

※上記提出が必要な書類のうち6配置図・平面図・立面図以外の書類が不足している場合は受け付けません。

《提出部数》

正本1部

《書類の綴じ方》

サイズはA4判（図面はA3判）とし、左綴じとしてください。

《事前協議の予約及び書類の提出》

予め電話によりご予約の上、書類を持参してご来庁ください。

〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号 3階

市川市こども政策部 こども施設計画課 TEL:047-711-3061(直通)

※質疑については下記のとおり受け付けます。

- ①質疑できる者 : 「A6. 申請資格」を満たす者
- ②質疑方法 : 質疑書【様式第22号】により行ってください。提出は持参又はFAXによるものとします。受付期間外に市川市こども政策部こども施設計画課に到着した質疑書にはお答えいたしかねます。
- ③受付期間 : 令和2年11月13日（金）～令和3年6月18日（金）
- ④質疑に対する回答 : 到着後概ね1週間以内に、質疑内容とともに市川市公式Webサイト上(<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>)に公開いたします。なお、質疑に対する回答はこの要項と同等の効力を有するものとします。
- ⑤提出先 : 〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号 3階
市川市こども政策部 こども施設計画課 TEL:047-711-3061(直通)

E 2. 本申請**《受付期間》**

事前協議終了後、下記期間内に本申請を行ってください。なお、それぞれの期間に事前協議の締切を設けておりますので留意してください。

第1次:令和2年12月21日（月）～12月25日（金）（事前協議締切令和2年11月27日（金））

第2次:令和3年4月12日（月）～4月16日（金）（事前協議締切令和3年4月9日（金））

第3次:令和3年7月12日（月）～7月16日（金）（事前協議締切令和3年6月18日（金））

《提出書類》

別紙提出書類一覧の通り

《提出部数》

- ・正本1部(提出書類一覧の本申請欄に○の付いている書類【全書類一式】)
- ・評価委員会議資料7部(提出書類一覧の会議資料に○の付いている書類)
- ・決算関係書類1部(様式番号4-7,8の書類)

《書類の綴じ方》

- ①サイズはA4版(図面はA3版)とし、表紙及び目次を付けて左綴じとしてください。
- ②提出書類ごとに合紙等を挟み資料番号を付したインデックスを貼付してください。
※提出書類に直接インデックスは貼付しないでください。
- ③資料量に応じたパイプ式ファイルに綴じて下さい。
※フラットファイル、リングファイル等で書類が提出され申請書類が破損した場合、再提出及び再度の綴込みを求める場合があります。

《本申請の予約及び書類の提出》

予め電話連絡によりご予約の上、書類を持参してご来庁ください。

市川市八幡1丁目1番1号 3階

市川市こども政策部 こども施設計画課 TEL: 047-711-3061 (直通)

E 3. 申請事業者運営施設の視察

審査時の参考とするため、申請事業者が運営する施設（認可保育園、認定こども園又は小規模保育事業所。認可保育園等を運営していない場合は認可外保育施設）を視察させていただきます。視察先施設は、下記に該当する施設を原則に市川市が指定します。

- ①原則として、千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県に所在する施設。該当する施設がない場合は、関東圏に所在する施設で千葉県に最も近い場所に所在する施設とする。
- ②平成30年度以前に開設した施設のうち直近に開設した施設。ただし、平成30年度以前に開設した施設がない場合は平成30年度以降に開設した施設のうち最も早く開設した施設とする。
- ③①②に該当する施設が複数ある場合は、今回申請する施設に最も規模が近い施設で市川市役所に最も近い場所に所在する施設。

※申請事業者が運営する上記に該当する施設がない場合は、議決権のある申請事業者の株式を50%以上取得している親会社、当該親会社が議決権のある株式を50%以上取得している申請事業者以外の子会社、申請事業者の法人代表者が同一若しくは親族関係にある法人又はそれらに準ずるものとして本市が認める法人が運営する施設についても視察対象施設とします。

E 4. 評価（審査）

「市川市保育園等設置・運営主体の評価に関する基準」に基づき設置する評価委員が申請事業者の評価を実施します。評価にあたり以下のとおり審査会を開催する予定です。

- (1) 書類評価、視察、申請事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングによって総合的に評価を行います。
- (2) プrezentation及びヒアリングを実施するため、審査会には申請事業者にもご出席いただきます。
- (3) プrezentationは、その方法やプレゼンテーションに対する評価委員の印象等は評価の対象にせず、企画提案書の内容を明確に伝えることを目的とします。
- (4) 評価合計点が市川市の定める基準評価合計点を上回る申請事業者の中から、「市川市子ども・子育て支援事業計画」との整合性等を勘案して設置・運営事業者を選定いたします。なお、申請事業者のすべてが基準評価合計点を下回る場合は「該当事業者なし」といたします。

E 5. 評価（審査）結果通知

結果は、選定可否に関わらず文書によってすべての申請事業者に通知いたします。

E 6. 辞退について

事前協議後、又は本申請後であって結果通知前に辞退するときは、いずれも文書（任意様式）により届け出でください。

選定後の辞退については、そのタイミングによっては認可保育園の利用を希望される市民等に大きな影響を与えることがあるため、市川市の同意を必要とします。やむを得ず辞退を希望される際は、市川市に協議を申し入れてください。

※辞退届を提出しない場合、次回以降の申請を受け付けません。

E 7. 提出書類の取り扱い

事前協議又は本申請時に提出された書類は返却いたしません。

E 8. 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は失格とすることがあります。

- ①提出書類に故意に基づく虚偽があつた場合
- ②事業計画の内容が本要項で定めた条件を満たさない場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があつた場合
- ④過去3ヶ年の間に実施された、申請者が運営する児童福祉施設、認可外保育施設及び申請者の本部等に対する社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法、消防法、地方公共団体が定める基準又は要綱その他の関係法令及び通知等（以下「関係法令」という。）に基づく報告、質問、立入検査又は調査等（以下「監査」という。）（過去3ヶ年の間に監査の実施実績がない場合は直近に実施された監査）の結果、監査実施機関から受けた指示、勧告又は命令等に従わなかつた等の事案から、関係法令を遵守して認可保育園を設置・運営することができないと認められる場合
- ⑤財務状況及び経営状況に、保育園の安定的な運営に支障が生じる恐れがあると認められる場合
- ⑥民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の適用を受け、申請者に財産的能力がなくなつたと認められる場合

- ⑦刑事事件その他の不祥事により、申請者の信用が失墜したと認められる場合
- ⑧次のいずれかに該当する場合
 - ア 申請者又は申請者の役員等（役員、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者。以下「役員等」という。）が市川市暴力団排除条例（平成24年市川市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、又は暴力団及び暴力団員等並びに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）であると認められる場合
又は暴力団若しくは暴力団員等が申請者の事業経営に実質的に関与していると認められる場合
 - イ 申請者又は申請者の役員等が、自己、自社・法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められる場合
 - ウ 申請者又は申請者の役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
 - エ 申請者又は申請者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- ⑨事前協議及び本申請の書類で市が再提出を求めた書類について市から提示した期限までに提出しなかった場合
- ⑩その他、本要項及び関係法令に違反すると認められる場合

F. 整備費補助及び運営費に対する委託料・補助金

F 1. 整備費に対する補助金

整備費に対する補助金は、《賃貸物件の改修》と《創設》の2つのメニューがあります。なお、下記に記載の補助制度は令和2年度予算に基づくものであり、令和3年度の認可保育園整備を対象とした補助金については、令和3年度予算の範囲内において同年度の補助金の交付要綱等に基づき交付することになります。(下記に記載の補助制度から変更する場合があります)

《賃貸物件の改修》

(1) 改修費等に対する補助 (法定分+市単独補助金)

I 整備対象地域

- ①補助対象 : 賃貸物件により新たな保育所を設置するために必要な改修等にかかる費用
- ②補助対象限度額 : 4,400万円(定員59名以下の場合)
6,300万円(定員60名以上の場合)
- ③補助率 : 3/4

II 重点整備地域

- ①補助対象 : 賃貸物件により新たな保育所を設置するために必要な改修等にかかる費用
- ②補助対象限度額 : 開園時点の定員×100万円と4,400万円を比較して高い方の額
(定員59名以下の場合)

開園時点の定員×100万円+900万円 (定員60名以上の場合)

- ③補助率 : 3/4

※補助の対象経費となる工事については、一般競争入札により工事事業者の決定を行っていただきます。

一般競争入札の方法については、選定された設置・運営事業者に周知いたします。

(2) 貸借料に対する補助 (市単独補助金)

- ①補助対象 : 開設した月以後3年間に発生する建物賃借料 (管理費・共益費・付帯設備利用料等は除く)
- ※重点整備地域については、
開設した月以後6年間に発生する建物賃借料 (管理費・共益費・付帯設備利用料等は除く)

- ②補助対象限度額 : 下記のとおり

延床面積	年間補助 限度額	月額賃借料 限度額
100m ² 未満	150万円	12万5千円
100m ² 以上 200m ² 未満	300万円	25万円
200m ² 以上 300m ² 未満	600万円	50万円
300m ² 以上 400m ² 未満	900万円	75万円
400m ² 以上	1,200万円	100万円

※国又は他の地方公共団体による補助や子ども・子育て支援法附則第6条第1項の規定に基づく委託費において賃借料加算を受けるときは、相当額を減額して補助いたします。

- ③補助率 : 10/10

※重点整備地域については、

開園後3年目まで 10/10

開園後4年目～6年目まで 1/2

《創設》

※社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人のみ対象

(1) 新設整備に対する補助（保育所等整備交付金・法定分）

①補助対象 : 認可保育園の新設整備のための本体工事、設計料等にかかる費用

②補助対象限度額 : 定員により異なる（詳細につきましてはお問合せください。）

③補助率 : 3/4

(2) 新設整備に対する補助（県単独補助金）

①補助対象 : 認可保育園の新設整備のための本体工事、設計料等にかかる費用

②補助対象限度額 : 総事業費と 280 万円×定員数とを比較して少ないほうの額から
保育所等整備交付金算定基礎額 ((1) 法定分の 4/3) を差し引
いた額

③補助率 : 1/2

(3) 新設整備に対する補助（市単独補助金）

①補助対象 : 認可保育園の新設整備のための本体工事、設計料等にかかる費用

②補助対象限度額 : 総事業費と 280 万円×定員数とを比較して少ないほうの額から
保育所等整備交付金算定基礎額 ((1) 法定分の 4/3) を差し引
いた額

③補助率 : 1/4

F 2. 運営費に対する委託料・補助金

運営費については、子ども・子育て支援法附則第6条第1項に基づく委託費を支出します。また、以下のとおり市川市単独での委託費の加算又は補助の実施を予定しております（下記の加算又は補助については、旧年度のものを掲載しておりますので参考としてご確認ください。）。

この加算又は補助については、市が求める保育の提供のために必要となる経費を支出するものとなります。そのため、実施しない項目や、実施する項目であっても市が求める水準を下回る場合には支給されませんのでご留意ください。

※国が定める公定価格の改定等が実施された場合、委託費の加算又は補助内容に変更が生じることがあります。

※詳細な単価等につきましては、こども施設計画課までお問合せください。

《委託費の加算》

(1) 保育士配置基準向上加算

①概要 : 国基準を超えて保育士を雇用することにより、年度途中の児童受け入れを円滑なものとするとともに保育士の労働環境を改善し、また、保育士の退職や育児休業休の取得など、急な保育士の減少に対応できる態勢を確保することにより、安定的な保育環境を確保し、保育の質の維持向上を図るもの。

②算出式 : 単価×各月加算対象職員数

職種	職員要件	対象人数	単価
保育士	常勤職員	下記の通り	374,873 円
栄養士	正規職員	1 人	53,866 円
事務員	正規職員	1 人	154,507 円

※加算対象職員数の算出方法

実働保育士数（各年齢児担任保育士・主任保育士・フリー保育士

である常勤職員の合計)とA欄各号の式により算出される数の合計とを比較して低い方から、B欄各号の式により算出される数の合計を減じた数。なお、0歳児在籍数が4人以上の月については看護師1人を保育士と見なすことができます。

A欄 (各号ごとに小数第1位切上げ)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (a) 0歳児在籍数×1/3 | (b) 1歳児在籍数×1/5 |
| (c) 2歳児在籍数×1/5 | (d) 3歳児在籍数×1/20 |
| (e) 4歳児在籍数×1/30 | (f) 5歳児在籍数×1/30 |
| (g) 主任保育士1人 | (h) フリー保育士1人 |

B欄 (各号ごとに小数第2位切捨て、合計数の小数第1位四捨五入)

- | | |
|------------------------------|-------------------------|
| (a) 0歳児在籍数×1/3 | (b) 1・2歳児在籍数×1/6 |
| (c) 3歳児在籍数×1/20 | (d) 4・5歳児在籍数×1/30 |
| (e) 主任保育士1人 | (f) 定員90人以下の場合、フリー保育士1人 |
| (g) 保育標準時間認定を受けた子どもの対応の保育士1人 | |

(2) 保育環境改善加算

①概要 : 延長保育実施のための非常勤職員の雇用、及び嘱託医報酬支払のための加算

②算出式 : (1)通常加算

通常加算単価×係数

※係数=定員×1/30(小数第1位切上げ。ただし2を下限とします。)

(2)延長保育加算

延長保育加算単価×延長保育実施時間×係数×各支給認定児童数
÷各月初日在籍児童数

※延長保育実施時間=平日の開設時間数－各支給認定保育時間

※係数=定員×1/30(小数第1位切上げ。ただし2を下限とします。)

(3)嘱託医報酬加算

公定価格における嘱託医報酬額(内科162,840円、歯科40,000円)
について報酬額を市の公立基準201,000円までを限度に加算いたします。

内科:38,160円(201,000【公立基準】-162,840【控除額】)

歯科:161,000円(201,000【公立基準】-40,000【控除額】)

報酬額が控除額を下回る場合は加算しません。

※毎年度3月に加算

(4)保育補助者雇上費加算

加算限度額1,938,000円を上限として、当該加算適用における保育補助者の雇用に係る費用の総額に8分の7を乗じた額(千円未満切り捨て)を加算

※係数=定員×1/30(小数第1位切上げ。ただし2を下限とします。)

③単価(例):定員にかかわらず 通常加算単価:177,100円

延長保育加算単価:25,300円

(3) 施設維持管理加算

①概要 : 保育園の運営に必要だが、法に基づく保育所運営費に含まれていないとされるもの(施設管理費、3歳以上児給食主食費、土曜日給食費、布団借上げ及び乾燥料、賠償責任保険料など)を実施するための加算

②算出式 : {管理費単価+ (土曜日給食単価×4)} ×各月初日在籍児童数

※土曜日給食隔週実施の場合は4を2に、実施しない場合は0とします。

③単価(例):定員にかかわらず 管理費単価:4,000円 土曜日給食単価:385円

(4) 保育士等職員処遇改善加算

- ①概要 : 職員の処遇を改善するための加算
- ②算出式 : 単価×交付率×各月初日在籍児童数×各月初日加算対象職員数
 ※下記の加算対象職員ごとに上記の式により加算額を算出します。
 ※交付率は、各施設の給与支給の執行状況により決定します（執行状況及び各施設の運営状況により加算の対象外となる場合があります）。
 ※加算対象職員については、正規職員であって以下の各号に該当する者とします（カッコ内は上限人数）。
- (a) 施設長（1人）
 - (b) 副園長（1人）
 - (c) 主任保育士（1人）
 - (d) 保育士・看護師（“保育士配置基準向上加算”対象者数）
 - (e) 事務員（1人）
 - (f) 調理員・栄養士（定員45人以下⇒1人、46～149人⇒2人、150～219人⇒3人、220人以上⇒4人。
 ただし栄養士は1人以内に限ります。）

(5) 法定福利費（社会福祉法人のみ対象）

- ①概要 : 職員退職手当共済掛金を支払うための加算
- ②算出式 : 単価×正規職員数
- ③単価（例）: 定員にかかわらず、社会福祉施設職員等退職手当共済掛金単価

《補助金》

病後児保育、地域交流、障害児保育等を実施するための費用に対する補助（詳細につきましてはお問合せください。）

G. その他

- (1) 施設整備、設置認可申請、開設に至るまでの準備手続については、千葉県及び市川市と十分に協議しながら進めることとします。
- (2) 選定後に申請内容を変更する場合には、市川市と協議の上、合意することを要します。
- (3) 選定後であっても、本要項、申請内容及び関係法令等に基づいた保育園の設置・運営が行えないと判断される場合は、選定を取り消すことがあります。
- (4) 開設後に保育園を廃止又は休止するときは、市川市との協議及び千葉県の承認を必要とし、運営事業者の意思のみで廃止又は休止を行うことはできません。
- (5) 開設後、定員まで児童が入園することを保証するものではありません。
- (6) 申請に関する一切の費用は申請事業者の負担とします。
- (7) 今回の認可保育園設置・運営事業者募集に際して市川市が提供する資料を、申請目的以外で使用することを一切禁じます。また申請目的であっても、市川市の許可なく第三者に資料を提供したり内容を提示したりすることを禁じます。